

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：32635

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22402041

研究課題名(和文)生活環境から見た公共空間の社会的考察 公園の日中比較を軸として

研究課題名(英文)A Sociological Study on Public Space from the Aspect of Living Environment: Focusing on Differences between Japanese and Chinese Public Garden

研究代表者

荒川 康 (ARAKAWA, Yasushi)

大正大学・人間学部・准教授

研究者番号：80433324

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 6,900,000円、(間接経費) 2,070,000円

研究成果の概要(和文)：公園の文化装置としての性格には、「欧化の系譜」をはるかに超えた啓蒙装置としての側面、空間を記号化する側面、権力・統治の象徴空間としての側面の3つを挙げることができる。これらの性格を持つことによって公園は、当該地域の伝統や生活に刻まれた人びとの時間の堆積を無にし、現在に固定するだけでなく、その「居心地の悪さ」を矯正する力をも保持することになる。今後公園がより創造的であるためには、公園のもつ「居心地の良さ」が「誰にとってのものなのか」をあからさまに問うことで、公園内の規範がローカルなものであることを認識し、そのうえでそれら規範を自ら変えていく手段を確保することが肝要である。

研究成果の概要(英文)：Public garden as the cultural setting has three characters as follows: the first aspect is the enlightenment that is going beyond genealogy of westernization, the second is the signalization of spaces, and the third is the symbolization of power and governing. Public garden, therefore, makes the sedimentation of people's actual time invisible and fixed at the present, and in addition, forces your feelings comfortable whether you feel so or not. In order for public garden to be more creative, we must directly question 'for whom this place is comfortable and good?' If so, we will be able to recognize that publicness in this place is local, not universal, and to have a way to change publicness for ourselves.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：社会学 公共性 公園 記号化

1. 研究開始当初の背景

駅、道路や広場といった公共空間は、原則として誰もがいつでも使える場所であり、現代生活においてなくてはならない場所である。こうした公共空間の中でもとりわけ身近に感じられる場所に公園がある。

公園の拡大は生活の豊かさに直結すると、長い間考えられてきた。現在もなお一人当たりの公園面積がまちづくりの指標の一つであり、「公園都市」が理想として掲げられる場合も多い。しかし一方で、公園利用者の出す音が騒音問題へと発展したり、逆に利用者が少ないために犯罪の温床になったりする公園もある。公園を設置すれば当然管理費用が発生し、その負担に耐えられない自治体も次第に増えてきている。その意味で公園政策は現在、一つの曲がり角に差し掛かっていると言えるだろう。

ところが逆説的ではあるが、日本において公園という制度は、ますます重要性を増してきているように思われる。ダムが造られればダム公園、山林が市民に開放されれば森林公園といったように、少し規模が大きな公共事業には必ずといってよいほど公園が付属する。その理由は、特定の機能をもった施設以外の公共空間部分について、「公園」という以外に名づける方法を現代日本は見失ってしまったからではないだろうか。

すでに公園史研究が示しているように、日本において公園は、欧化政策と直接結びついて設置されてきた。日本初の近代公園は東京の日比谷公園であり、ドイツの公園を参考にした「帝都東京」を象徴する空間として築造されたことは有名である。国立公園も明治期にアメリカやイギリスの National Park を参照しながら制度化したものである。その後日本では一貫して公園が作られ続けてきたのである。

こうした公園に関する諸研究は主として建築史や都市計画研究の一部に位置づけられてきた。そのため、文化人類学や社会学といった文化研究において公園はほとんど参照されることはなかった。わずかに若林幹夫らの都市論のなかに、均質で連続する近代空間の一つとして公園が例示される場合があるほか、「居場所」としての公園や、「子供の自由」の顕現する場所、まちづくりの舞台として公園が紹介される場合が散見される。しかしいずれの研究も主として公園のもつ機能と社会生活とを関わらせて論じたものであって、公園自体の文化空間としての意味を主題としたものではない。

現在日本の国土の多くが公園化してきているということは、市民に開かれた場所が広がっているという意味においては歓迎すべきであろう。しかし、このことは私たちが公園を通じてでなければ自然と関われなくなっているということをも意味している。自然はかつてその地域の文化と深く

結びついて存在し、それゆえ多様な意味空間であった。それが公園という考え方の中でその多様性を喪失し、均質化されてきているのである。これは果たして私たちの将来にとって望ましいことなのであろうか。

そこで本研究では、公園を一つの文化装置としてとらえ、それが公共空間をどのように変質させたのかを社会学的アプローチによって明らかにしたいと考えた。その際に、公園がいかなる文化装置であるのかを検証するために、比較対象として中国の公園を選んだ。それは中国が、日本と同じ非西欧諸国でありながら、公園の導入の経緯も意味づけも大きく日本と異なるために、公園の文化的特質をより分かりやすい形で示してくれるはずだと考えたからである。太極拳や卓球に興じ、鳥の鳴き較べをしながら、スポーツジム顔負けの器具が揃っている中国の公園は、ほぼ完全な大人の世界である。公園の文化装置としての性格は、中国と比較することでよりその内容を深く知ることにつながるはずである。

2. 研究の目的

本研究は、身近な公共空間のなかから公園を取り上げ、その日中比較を通じて、公園のもつ文化装置としての側面を明らかにすることを目的としている。公園は欧米を中心として形成されたものであるが、それが東アジアの日本や中国においても近代化の一環として導入され、今日大きな広がりを見せている。しかし、公園のもつ文化装置としての側面は看過されがちであるために、地域固有の文化性が無視され、空間のもつ意味が機能的な側面に集約されるなど、意味の均質化が生じるおそれがある。本研究はこうした問題関心に沿ってフィールドワークを重ね、公園の新たな評価軸を提示し、欧米由来の準拠枠を超えた新たな公共空間の創出への条件を探求したものである。

3. 研究の方法

① 文献資料の収集

日本と中国の公園に関する文献を分野横断的に収集し、研究史を整理した。

② 予備調査の実施

文献の収集によって得た知見から仮説を立て、実査に現地におもむき、インタビュー調査を中心とした予備調査を実施した。

③ 日本の公園における本調査

公園拡大の要因をより深く知るために、日本において特徴的な公園のいくつかを訪ね、その内容についてインタビューや行政資料などの収集を実施した。

④ 中国の公園における本調査

中国における公園の文化的位置づけについて調査するために、北京市内の公園における質問紙調査を実施するとともに、北はハルビンから南は厦門に至る中国各

地の特徴的な公園や、その公園を要する地域において、インタビュー調査を実施した。

⑤ 専門家との意見交換

学会等で研究報告を行うとともに、専門家との意見交換を行った。

⑥ 補足調査

本調査による全体的な状況把握からは漏れ出てしまう具体的な事例について、期間の許す限り断続的に調査を実施し、これまでの調査の補足に努めた。

4. 研究成果

(1)公園の文化装置としての性格

公園がもつ文化装置としての性格には、少なくとも次の3つの側面を指摘することができる。すなわち、①公園利用者を啓蒙する装置としての側面、②空間を記号化する側面、③権力・統治の象徴空間としての側面である。

第1点については、すでに公園史研究の中で一部指摘されてきたが、その場合の力点は主として公園が「欧化の系譜」の中にあるというものであった（白幡洋三郎など）。しかし、今回の研究で明らかになったのは、そうした「欧化の系譜」をはるかに超えた、イデオロギー装置としての公園の側面である。

たとえば、中国における公園は、伝統的な「体育」の思想と、それを戦時における人民解放に結びつけた中国共産党の政策によって、広く「体育空間」化することになった。伝統的な庭園であっても、植え込みの中のちょっとした空き地で舞踊が行われていたり、池の中で公然と水泳が行われていたりするのも、以上の思想的、イデオロギー的な背景なしに理解することはできない。その意味で、公園がもつ「啓蒙」の中身は「欧化」に限られないのである。むしろ、日本の公園が、「欧化」に偏って理解されている点が特異なのであって、公園の正しい在り方が常に「欧化」の線に沿って理解されるという日本の思考の枠組みは、一度相対化してみる必要があるのではないだろうか。

第2点の記号化の側面については、必ずしも公園に限った点ではないが、公園に顕著に表れる特徴であるといえる。たとえば、北京市郊外に作られた海淀公園は、かつて皇帝の離宮である頤和園へ献上する米が作られていた水田上に造られた。その公園内には、かつての水田の一部がそのまま取り込まれ、「生態園」として、来訪者の観察や田植え・稲刈りに供されている。他方で、かつてその田んぼを耕していた農民たちは、その土地から追いやられて別の場所で住むことを余儀なくされた上で、清掃などの公園管理の仕事があてがわれている。このように水田であっても、公園建設のコンセプトに沿って記号化されて取り込まれる一方で、生業やその地域での生活は変形、ないし排除されていったのである。

ほかにも、伝統的な土楼を世界遺産とする

際に一帯を公園化することで、それまでの土楼生活者を排除することも調査によって明らかになった。

直接生業を失わせることがないまでも、記号化は偽物性を前面化することと紙一重である。たとえば、世界の建物を模した「世界公園」には、ピラミッドやスフィンクス、自由の女神のほか、日本の桂離宮を模した庭園などもあるが、いずれも偽物の観を免れることはできない。日本の村おこしなどで造られる「世界の〇〇が集まった公園」のなかには、そうした偽物性が顔を出すことがある。これら偽物性が「パロディ」の域を出ないのであれば、さして大きな社会問題を惹起することはないかもしれない。しかし、ときには真正性を汚すものとして糾弾の対象になることもあり、何よりもそこを生活の場として密接にかかわってきた人たちが、記号化によってその場と自己とのつながりを喪失してしまうことは避けられない。

このように記号化は、その地域の伝統や生活などに刻まれた人びとの時間の堆積を無にし、現在に固定してしまう力をもっているのである。

第3点の権力・統治の象徴空間としての側面については、すでに丸山宏などによって「記念性」などの語をもって説明されてきた点であるが、よりダイナミックに捉えなおす必要があると思われる。

たとえば、中国の公園でもっとも数が多いのは中山公園である。この中山の名は、近代中国建国の父である孫文の号からとったものである。中山公園の多くは、立地する都市の中心に位置している場合が多いが、それは孫文の名を冠した公園が都市の中心にあるべきだという社会的な了解があるからといってよい。陳蘊茜の研究で明らかにされているように、中山公園の建設は必ずしも為政者による「上からの」ものばかりではなく、民間からの寄付に拠る場合もあったが、抗日戦における各地での攻防も影を落としているのである。この中山公園に限らず、中国内には、中華人民共和国建国に功があった郷土の英雄の銅像が置かれている公園や、魯迅や老舎といった文学者に名をとった公園もある。またハルビンには「スターリン公園」もある。これらの公園名や銅像等は、ときの権力者や地域の有力者によって都合よくその意味内容が解釈される場合があり、幾たびか公園名が変更されたり、銅像が撤去／建造されたりすることもある。

ただし、こういった動きをたんに軽薄だとして一蹴することは慎みたい。たとえば、青島はかつてドイツが実権を握り、その後実質的に日本が統治者としてふるまう時代があり、日中戦争後は、最後まで国民党軍が残存していた地でもあった。そのため、ドイツが敷いた都市計画の上に日本の統治時代の遺構が重なり、その上に現在の街が造られている。かつての日本の神社が、現在は児童公園

になっていたりするのである。こうした土地利用の変更や公園名の変遷は、為政者の都合はもちろんのこと、市民の将来への希望が含まれている場合があることにも留意する必要があるだろう。

以上の諸点は、いずれも公園内の具体的な物理的建造物などによって、その機能が確保される。たとえば、啓蒙の装置として公園が機能するように、公園内には特定の行為の禁止を示す看板が立てられたり、特定の遊び方を促す遊具や植栽、寝そべることができないようにしたベンチ、あるいは覆いをかけられた灰皿（禁煙を表示するため）や砂場（ペットの糞尿対策として）などが設置され、その用をなすことになる。記号性については、さきに示したミニチュア化や偽物性の前面化、あるいは特定のマスコットキャラクターの掲示等によって表示される。記念性については、銅像や公園名、ときには当該公園の立地場所の示す象徴性（たとえば日本最南端の地など）によって示されることもある。これらの諸機能は、たとえ監視カメラが実際に設置されることがなくても、清掃員などの管理人や、公園利用者相互のまなざしによって、常時監視され、維持されることが期待されるのである。

（2）文化装置としての公園がもつローカル性

以上のような公園の文化装置としての側面は、公園利用者にとっては「外からあてがわれた規範」として機能することになる。その意味で、決して公園はすべての人の利用に開かれているわけではないのである。当該公園が「居心地がよい」と感じている間は公園のもつ規範への侵犯とはならないが、かりに「居心地の悪さ」を感じた利用者がいたとしたら、それは内心に留められるか、いずれはその場を立ち去る必要が出てくる。万が一、その「居心地の悪さ」を表出してしまおうものなら、当該公園の規範に従って制限されることになる。その意味で公園が真に万人に開かれているのは、内心だけということもいえるかもしれない。それがいかなる活動であってもいったん表に出てしまえば、当該公園のもつローカルな規範に従うことが要請されるのである。

ここでいうローカルな規範は、啓蒙を前提としたより広い社会規範を背後にもっているため、市民の「常識」と同視されることによって、通常は規範自身のローカル性を利用者自身が意識することはほとんどない。当該公園に「居心地の悪さ」を感じたとしても、その居心地の悪さがどのような文化性を背景にして生じているのかは、問われることなく隠されてしまうのである。そのため、公園がどれほど土着の文化と齟齬を来していても、あるいは利用者ニーズと乖離して「居心地の悪さ」を感じていたのだとしても、それはそう感じる者の方に問題があるとされて

しまうのである。「ここでは居心地良く感じなければならぬ＝そうでないならば、未だ啓蒙が成功していない、記号化戦略が功を奏していない、記念性のメッセージが利用者が届いていない」等の解釈が成立するために、認識が転倒してしまうからである。そしてその転倒はいつまでも気づかれることがないまま、公園は造られ続けていくのである。

しかし、公園が文化装置である限りにおいて、その文化性は直接的に普遍性へと結びつくのではなく、どこまでもローカル性を帯び続ける。本研究が日本と中国を比較して得た結論の一つは、どれほど公園が欧化の系譜に位置づけられる施設であったとしても、文化的な意味づけを持ち続ける限り（すなわち、公園を認識する私たちの側が、公園を文化装置と認識している限りにおいて）、立地する地域の文化のなかでのローカルな意味を、どこまでも捨て去ることはできないのである。その点は、さきに公園の文化的性格として分類した①②③の内容に照らせば明らかである。

（3）公園が創造的な場であり続けるために

もし、こうした公園のもつ文化性を私たちの手でより良いものへと変更しようとするならば、まずはこの公園のもつ居心地の良さが「誰にとっての居心地の良さなのか」について、あからさまに問う必要があるのではないだろうか。こう問うことで、公園のもつ規範が決して普遍的なものではなく、ローカルなものであることを自覚することができ、また公園が諸力のせめぎ合いの場であることを露わにすることにもつながっていくからである。

「誰にとっての居心地の良さであるのか」を問う方法には、実際には様々な形がありうるだろう。今回の調査内にそのヒントを探れば、たとえば自らが公園利用者であることをいったん止めてみるという戦略も一案である。具体的には、公園を自らの仕事場にしてしまうというやり方もその一つである。実際に中国各地の主要道路沿いでは緑化や公園化が急ピッチで進められているが、その維持管理については、付近の住民が片手間に仕事として請け負っている例が多い。こうしていったん自らを利用者から引き離し、認識を相対化できれば、「公園とはいったい誰のものなのか」をあからさまに問う地点に立つことができるようになる。「こんなに利用者が少ないのに、この設備は必要なのか」「これほど利用が多いのに設備の強度は十分か」といった点にまで、目が行き届くようになるからである。このように、「利用者か管理者か」という二分法になりがちな図式をあえてずらすことで、公園内設備についても、その適否について判断できる別の立場に立つことができるし、公園自体の要否までも、議論の俎上に改めて載せることができるかもしれない。

ほかにも、自らの生活実践の堆積によって、実質的にその公園規範を変更してしまうといった戦略も考えられる。中国では公園から流れ出た水を使って洗濯したり、堀割に仕掛けた漁具を使って漁をしたり、あるいは団体を作って公園内で様々な活動（ダンスや水泳、凧揚げなど）を継続的に行ったりする例に事欠かない。これら諸活動は、公園のもつ既存の規範と様々な場面で抵触することもあるのだが、それでもそれらの活動には一応「生活上欠かすことができない」というもつとも切実な「言い分」があるために、一時的にその場を離れたとしても、しばらくするとまた戻ってきて同じことを始める‘しぶとさ’を備えている。こうした諸活動は、公園のもつ「みんなのもの」という建前を巧みに利用しながら、公的管理機関による私物化を許さず、実質的に生活空間化することに成功しているといえる。もちろん日本でこの戦略を使おうとすれば、中国の場合に比べてより‘スマート’な形が望まれるだろう（たとえば、「ラジオ体操をする会」のように、公園規範に寄り添った形を建前とすておくことで、自らの生活の充実に公園を利用することができるようになるかもしれない）。

しかしそのようにして作られた公園規範であっても、もちろんその絶対化は許されない。そうなってしまえば、公園が「誰にとっての居心地の良さなのか」をめぐるせめぎ合いの場であることを止めてしまい、新たな排除空間を形成してしまうからである。人々が相互に公園規範をめぐるせめぎ合いつつ、その規範の妥当性を探りあいながら、公園自体が変化していくこと。こうした自由空間であり続けることが、今後の公園への新たな展望を切り拓くのではないだろうか。そのためにはそうした規範をめぐる実質的なせめぎ合いの場を創り出す仕組みを、様々な形で意識的に創出していくことが肝要であるだろう。言い換えれば、当該公園の「心地よさは誰にとってのものなのか」をあからさまに問うことで、「誰」をめぐる思考を停止することなく、公園規範を可變的にし、しかもそれが常に諸活動に開かれているということが、私たちの活動力より高め、また私たちの空間に対する想像力もより開かれたものにしていくのではないだろうか。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕（計1件）

- ① 荒川 康、「近代化装置としての公園とその限界」、第85回日本社会学会大会、2012年11月3日、札幌学院大学

〔図書〕（計1件）

- ① 荒川 康 他、南窓社、「開発とスポーツ」の社会学—開発主義を超えて、2014

6. 研究組織

(1) 研究代表者

荒川 康 (ARAKAWA, Yasushi)

大正大学・人間学部・准教授

研究者番号：80433324